

平成23年10月 1日

東北地方太平洋沖地震義援金のお取扱い期間延長について

東日本大震災で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害により被害を受けた方々を支援するため、下記のとおり義援金の受付け取扱期間を延長いたしましたので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

災害義援金は日本赤十字社を通じて各被災地に寄付します。

振込依頼書には、必ず寄付先「東日本大震災義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間

平成23年3月15日～平成24年3月31日

※詳しくは窓口にてお尋ねください。

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は窓口にお申出ください。
お申出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

以上

吉備信用金庫

理事長 平田 周志